

## 第1回小学校長会長連絡協議会を開催

平成25年7月9日(火) ホテル フロラシオン青山

**I 開会** 石丸 副会長  
**II 会長挨拶** 堀竹 会長  
今の教育情勢の中での課題は、主に次の三点である。

教育再生実行会議、中央教育審議会答申の内容については、一つ一つの施策の組合せや関わり方を見ると具体的意図が見えてくる。教育再生実行会議の提言のキーワードは、グローバル人材の育成である。英語教育、道徳教育も日本人のアイデンティティーにつながる。校長として、一つ一つの施策に目を向けながらも、今後大きく進む方向性を把握し、具体的戦略を練る必要がある。

いじめ防止対策推進法は、9月から施行され、施行日から法令に定めた内容が機能する。保護者や社会は学校が法令に基づいて対応すると思っている。施行日を待っている、実際の対応が遅れる可能性がある。一步先んじて校内組織をつくり、いじめの把握と対応について考え、教育委員会と連絡を取り合い各学校でできることを進めなければならない。1学期の終業式を一つの目安にし、課題の洗い出しと実践できることを明確にし、取組のタイムスケジュールをつくる必要がある。

今まで、日本語指導については、各自自治体に対応が任されていたが、平成26年4月から「特別的教育課程」で日本語指導を行うという方向性が示され、学習指導要領に準じた形で指導を進めていくことになる。カリキュラムの問題については、教育委員会の仕事として今後の方向性が示されるだろう。校長は、内容の濃い日本語指導を進めるため、担当教員の決定、校内体制づくり、取り出し指導の場所の確保等、来年4月に向け、考えていかなければならない。

私たち校長は、改革の動向を注視し情報を得ながら、今から準備を進めていく責任がある。

第2期教育振興基本計画についても、首相の骨太の方針の内容がほぼ引き写しの形で示され、成長戦略の中にも教育改革の趣旨が書き込まれている。今回の改革については、政権与党は本気である。私たちは、この状況下で今後の教育課題を共有化し、対応を進めていく必要がある。

**III 報告** 司会 柿沼 副会長  
1 文教施策並びに予算に対する要望について  
高橋 対策部長

7月8日、常任理事が文科省、財務省、総務省へ要望活動を行った。我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置の要望をはじめとする9項目の要望である。9項目の順序性はなく、重要性は同列である。

2 三地区対策・調研担当者連絡協議会について  
高橋 対策部長  
9/26(東京)、10/3(大阪)、10/4(福岡)で開催する。対策部は、特別支援教育に関わる人的配置や施設設備等の課題、少人数学級及び専科教員等の実態と課題について協議する。

小泉 調研部長  
調査研究部は、教育課程の編成・実施・評価・改善の状況、各都道府県独自の学力調査の実施状況、学力向上に関わる施策及び全国学力・学習状況調査に関する情報交換を行う。

3 三重大会について 稲垣 県会長  
10月17・18日に伊勢市、鳥羽市で新大会主題「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」の下、「子どもの未来を拓く教育のイノベーションの創出」をキーワードに開催する。

4 埼玉大会について 柿沼 県会長  
5月23日付で大会大綱の(案)がとれ、各都道府県に発送した。平成26年10月23・24日に埼玉県で初めての開催となる。大会副主題を「共に生きる知恵を磨き 心結ぶ未来社会をつくる 誇

り高き子どもの育成」と定め開催する。

## 5 各部からの報告

対策部・調研部 高橋対策部長・小泉調研部長  
各種委員会調査にご協力をお願いします。

広報部 大橋 広報部長  
7/1に広報担当者連絡協議会を行った。広報活動及び全連小刊行物の100%購読のご協力をお願いします。

## 6 被災3県（岩手・宮城・福島）から

義援金へのお礼、厳しい復興状況についての報告があった。

## 7 その他

# IV 行政説明・質疑（要旨）

## 「教育再生実行会議の提言について」

内閣官房 教育再生実行会議担当室

参事官 森田 正信 氏

### 1 教育再生実行会議について

教育再生実行会議のミッションは「21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築すること」であり、第三次提言までを閣議に報告した。

### 2 第一次提言「いじめ問題等への対応について」

いじめを原因とする自殺への対応が問題となったことが背景にある。教育再生実行会議においても、第一に取り組むべき課題となり提言に至った。提言の柱は3つある。1つめは、新たな枠組みによる道徳の教科化である。指導内容の充実と効果的な指導方法の明確化のため、道徳教育充実のための懇談会を開催している。教科化のねらいは、道徳の内容を学習指導要領で定め、教える先生によって差がないようにすることである。2つめは、いじめに対峙していくための基本的理念や体制を整備するための法律の制定である。先般の通常国会で成立し9月1日から施行される。いじめ防止基本方針の策定や、基本的施策・いじめ防止等に関する措置、重大事態への対処等における、国や学校の義務が示されている。3つめは、体罰防止の徹底である。懲戒と体罰との区別を明確に示した。いじめと違い体罰は教員によって行われるものであり、根絶しなくてはならないものである。

### 3 第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」

教育行政の権限と責任を明確にするため、教育長が責任者となり教育事務を行うよう現行制度を見直す。教育委員会は、地域教育の在るべき姿や基本方針などについて審議を行い、教育

長に大きな方向性を示すとともに、教育事務の執行状況をチェックする機関とする。

## 4 第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」

小学校に関するものとして、小学校英語の抜本的拡充の検討が提言されている。具体的には、早期化、時間増、教科化、専任教員等について検討することとなっている。また、イノベーションの創出のため、理数教育強化を掲げている。

# V 情報提供・情報交換

司会 窪 常任理事

## 1 事例発表

### 「東京都のメンタルヘルス対策について」

高橋 対策部長

精神疾患で病気休職をする教員は、平成20年度まで増加を続けたが、その後は増減が少ない。全国的に見て、東京都の精神疾患による病気休職者の割合は高い。校種別、年代別の差は少ないが、男性の割合が高い。小学校の特徴として、保護者への対応を理由とする割合が高い。

教員のメンタルヘルス対策として、ストレス検査の実施や相談体制の充実、職場復帰訓練支援機関の運営などがある。また、副校長ベシックプログラムとして、新任副校長を対象に、1泊2日で医師による健康相談や臨床心理士によるカウンセリング等を研修の中で行っている。

## 2 情報交換

### 「教職員のメンタルヘルス対策について」

5グループに分かれ、情報交換を実施した。主な話題は次のとおりであった。

Aグループ ①病気休職の要因②相談事業一覧表の作成③メンタルヘルスガイドの作成④勤務時間についての調査⑤復職軽減制度

Bグループ ①休職者の年齢的特徴②年休をとりやすくするための環境整備③若手育成における相談体制を含めた組織的対応④メンター制度

Cグループ ①上司や同僚に相談できない場合の相談体制②新規採用や転入者の適応③管理職のメンタル④メンター制度

Dグループ ①県ごとの予防対策制度②制度を活用できない人へのケア③復職者の復帰プログラムや軽減制度

Eグループ ①保護者対応におけるストレス②仕事に集中する教員の勤務時間③パソコン操作が不得手な教員のストレス

# VI 連絡

小滝 事務局長

# VII 閉会

石丸 副会長

# 平成26年度 小学校教育の充実に関する 文教施策並びに予算についての要望書

社会が激しく変化する時代にあって、全国2万余の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有為な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「未来への飛躍を支える人材の養成」に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組む必要があります。

第二期教育振興基本計画が閣議決定され、また、教育再生実行会議からは三次にわたる提言が出されるなど、新たな時代の要請に応えるための、学校教育の充実を図る方策について検討が進められています。さらに、今後の少人数学級の推進については、全国学力・学習状況調査等を活用し十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討することになっています。

こうした状況を踏まえ、全国連合小学校長会は、「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」をテーマとし、国民の信託に応えられる学校づくりに努めています。小学校教育のより一層の充実・発展に向け、校長が「自らの生き方を高め、信念と自負をもって進み続ける校長会」として、全力を尽くすことを、平成25年度第65回総会において確認いたしました。

先行き不透明な経済情勢が続いていますが、子どもたちの将来と我が国の発展のために、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、下記の9項目を要望いたします。

平成25年7月8日

全国連合小学校長会長 堀 竹 充

## 記

- 1 我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。
  - (1) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である5%まで引き上げられたい。
  - (2) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率2分の1の復元を図られたい。
  - (3) 優秀な人材を教育界に確保できるよう、人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じるとともに、時間外勤務が恒常化している教員の実態を踏まえ、教職調整額の引き上げを図られたい。
  - (4) 教科書無償給与制度を堅持されたい。
  - (5) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県並びに市町村が他の財源としないよう、国の指導強化を図られたい。
- 2 震災復興に関わる人的配置の充実及び施設・設備・教材等の迅速な整備を講じられたい。
  - (1) 復興を進める地域への的確で継続的な支援の確保を図られたい。
  - (2) 教職員の加配継続とともに、スクールカウンセラー等の配置など児童等に対するサポート体制のより一層の強化を図られたい。
  - (3) 正常な教育活動が完全実施できるよう早期に学校施設等の復旧を図られたい。
  - (4) 校庭や通学路などの放射能除染対策、風評被害防止対策等を図られたい。
  - (5) 被災地域での就学援助等の急増に対する支援の確保を図られたい。
- 3 教員の子どもと向き合う時間を確保するために、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。
  - (1) 義務教育標準法の改正により公立義務教育諸学校の教職員定数を改善し、活力ある学校づくりの一層の充実を図られたい。
  - (2) 学習指導要領の円滑な実施と学習内容の確実な定着を図るために、授業時間数の増加に見合った小学校教員数を確保するとともに、配置率を引き上げ、小学校教員を更に増員されたい。
  - (3) 教頭、養護教諭の複数配置の拡充と学校事務職員・学校栄養職員の配置確保・充実を図られたい。
  - (4) 複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を、地域・学校の実態に応じて改善されたい。

- (5) 安定した学校運営のために、副校長、主幹教諭、指導教諭の配置に向け条件整備を図られたい。
  - (6) 特別支援教育推進のため、通常の学級における支援員等の配置による体制づくりを図られたい。
  - (7) 英語・理科等の専科教諭、司書教諭、特別支援教育コーディネーター等について、正規教員の加配や講師等の人的措置を図られたい。
  - (8) 学校の緊急課題等への対応に向けたサポート体制を確立させる措置を図られたい。
- 4 学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の資質向上を図る施策を講じられたい。
- (1) 教員の資質能力の総合的な向上方策については、学校の現状を反映して制度の整備を図られたい。
  - (2) 教員の免許更新制については、受講体制の一層の整備を図られたい。
  - (3) 学習指導要領で新たに加わった内容、重点が置かれている分野、特に外国語活動や理数教育に関する教員研修制度の充実を図られたい。
  - (4) 初任者研修について拠点校方式の見直しを行うなど、一層の充実と予算の確保を図られたい。
- 5 豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。
- (1) 道徳教育をより一層充実させるための副教材の整備や施策の推進を図られたい。
  - (2) いじめ・不登校等、児童生徒の問題行動等の解消に向け、スクールカウンセラーの全校配置を図られたい。
  - (3) 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
  - (4) 人権教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
  - (5) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、社会教育主事の活用等条件整備を図られたい。
  - (6) 児童の体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図られたい。
- 6 学習指導要領が円滑に実施できるようにするため、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。
- (1) 子どもの安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。
  - (2) 非構造部材も含めた学校施設の耐震改修の早期完全実施を図られたい。
  - (3) 学習指導要領の円滑な実施を図るために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。
  - (4) 特別支援教育の「合理的配慮」に基づく施設・設備等の充実を図られたい。
  - (5) 学校図書館の活性化を進め各教科等での言語活動や読書活動等を一層推進するため、専任職員の配置や図書費等の予算措置の充実を図られたい。
  - (6) ICT教育推進のために、学校のICT環境の一層の整備・充実を図られたい。
- 7 学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向け支援するための施策を講じられたい。
- (1) 放課後子どもプランの一層の充実を図られたい。
  - (2) 家庭や地域の教育力を再生するための事業の充実を図られたい。
  - (3) 児童生徒の健全育成に悪影響を及ぼすメディアに対する規制強化を図られたい。
- 8 教育の機会均等を保障するために、へき地・小規模校の教育を更に充実させる施策を講じられたい。
- (1) へき地教育の充実・向上のために、教頭、養護教諭、事務職員等の人的条件及び、物的条件等の改善を図られたい。
  - (2) 5学級以下の小学校の教員配置率の改善を図られたい。
- 9 全国の教員が安心して教育に専念できるようにするために、共済年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられたい。
- (1) 教職員のメンタルヘルスの保持に関わる条件整備を図られたい。
  - (2) 共済年金制度を維持し、その充実を図られたい。
  - (3) 職域・比例年金部分の増率を図られたい。
  - (4) 教員の処遇の改善を図るとともに、管理職の職責に見合った処遇改善を図られたい。
  - (5) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図られたい。
  - (6) 給与・手当の減額分の復元等、教職員が将来への希望をもち、安心して働くための処遇の維持・改善を図られたい。
  - (7) 定年後65歳までの校長の学校経営能力を活用するための条件整備及び処遇の充実を図られたい。
  - (8) 退職後の医療制度の改善を図られたい。